

北河内医療圏域内における新型コロナウイルス感染症自宅療養者の 移送にかかる協力体制について（申し合せ）

令和4年9月16日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）において、第六波の経験を踏まえ、大阪府ではMCおよび三次救命センター、消防等の関係者と協議を行い、夜間の重症（例：大阪府傷病者の搬送及び受入の実施基準における赤1等）患者に関しては、救命を最優先に考慮し、消防が保健所を介さず、予め圏域内で保健所が中心となって定めた新型コロナの重症患者受入医療機関に受入を調整する方針として、医療圏域毎に取組みを推進しているところである。

これを受けて北河内医療圏域（以下、「圏域」という）では、保健所の時間外（17時30分～翌9時）に、自宅療養中に緊急性の高い容態となったCOVID-19患者が救急要請をした場合には、速やかに入院治療が受けられるよう患者移送時間の短縮を図るために、圏域内のCOVID-19患者の救急移送において、保健所等を介さずに既存の地域連携にて移送医療機関の調整を行い、より安全な救急移送体制を圏域で確立する。このため、圏域内の消防機関と保健所間で、移送にかかる協力体制に関する必要な事項を定める。

2 対象者

枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市内の大阪府傷病者の搬送及び受入の実施基準における赤1相当のCOVID-19自宅療養者（施設療養者含む以下「自宅療養者等」という）

ただし、妊婦、小児、透析、精神の患者は除く（保健所を通じ府で一元的に調整）

※重症とは大阪府傷病者の搬送及び受入の実施基準における緊急度分類の赤1相当
緊急度分類

赤1 極めて緊急度が高く、直ちに救命処置を必要とする

赤2 緊急度が高く、救命処置を必要とすることがあるが、病態を類推することが許される

黄以下 緊急度はそれほど高くない【緑（緊急度は低い）を含む】

3 協力内容

- (1) 大阪府におけるコロナ受入病床のフェーズ1～2の段階で、17時30分～翌9時の間、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等から119番通報があり、患者の病態が、2 対象者に示す赤1に相当すると判断された場合、消防は保健所を経由せず、直接圏域内の予め定められた重症の新型コロナ患者を受入れ可能な医療機関と調整して移送する。

- (2) 上記(1)で医療機関 A に移送された自宅療養者等の治療にあたり、患者の病態が重篤で医療機関 A での対応が困難なため、より高度な医療が可能な他の医療機関 B での治療が望ましいと判断された場合の病院間の移送について、医療機関 A から直接消防へ移送依頼があった場合、消防が保健所を経由せず移送する。
(ただし、転院先は原則として医療機関 A が患者の病状を判断し病病連携で調整する)
- (3) 上記(1)(2)で、保健所を経由せず移送を行った場合は、消防から保健所へ以下の移送内容を報告する。

- ・ 移送日時
- ・ 移送した患者の氏名、生年月日
- ・ 移送場所（自宅から A 病院へ、A 病院から B 病院へ等）

【保健所連絡先】	枚方市保健所	080-3354-9852
	寝屋川市保健所	072-829-1210
	大阪府守口保健所	06-6993-3131
	大阪府四條畷保健所	072-878-1021

【24 時間対応可能な保健所連絡先】

* 保健所管内別に別途記載

- (4) 上記(1)において圏域内に移送先の医療機関が見つからず、移送ができない場合は、消防から保健所にその旨を伝え、移送先の調整を依頼する。保健所は、移送先の医療機関等を調整し、決定した移送先を消防に報告する。消防は、自宅療養者を決定した移送先に移送する。
- (5) 感染拡大期において府の病床がフェーズ 3 となった場合など、府内のコロナ病床がひっ迫する状況が急迫した場合には、上記の入院調整方法を保健所を通じた調整に切り替える。切替の時期については保健所より通知する。
- (6) 本協議事項は、令和 4 年 9 月 16 日午前 9 時より運用を開始する。

備考：軽症・中等症について、各保健所と各消防で申し合せされた取扱いについては、本申し合わせには含まれない。